

大分市テニス連盟主催

＜ジュニアテニス教室の開催に当たっての感染拡大予防ガイドライン＞

Ver2.0_2021-04-25

本ガイドラインは、スポーツ庁、日本スポーツ協会、日本テニス協会、日本テニス事業協会、大分県テニス協会がこれまで発表したガイドライン等の情報に沿って、大分市テニス連盟が主催するジュニアテニス教室における感染拡大予防のための留意点をまとめたものです。

教室に参加される生徒だけでなく、会場に来場される保護者、関係者の皆さんにおかれましては、大変ご不便をおかけしますが、全ての皆さんの安全・安心を守るという趣旨をご理解の上、教室にご参加いただきますようお願いいたします。

■生徒・保護者へのお願い

- ①以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる事(教室当日に確認を行う。)
 - ◎体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - ◎同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ◎過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ②マスクを着用すること(熱中症のおそれがあるため、レッスン中のマスク着用は不要です)
- ③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④用具、用品(ラケット、タオル、ウェアなど)の共用は避けること。
- ⑤他の生徒、コーチ等との距離(2mを目安に(最低1m))を確保すること。
- ⑥レッスン中に大きな声で会話等をしないこと。
- ⑦感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑧レッスン終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、事務局に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
また、県や市、医療機関等へ個人情報を提供する場合があることをご確認ください。
- ⑨会場までは徒歩、自転車、親の送迎で移動すること、他人を送迎しないでください。
- ⑩熱中症対策(自己管理の徹底)をし、水分補給を十分に行うこと。
(気分が悪くなった生徒は、無理をせず、担当コーチに伝え、日陰等で休憩すること)
- ⑪周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。
- ⑫飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと。
- ⑬ごみは必ず持ち帰ること。なお、会場にごみ箱は設置していません。
- ⑭レッスン終了後は、速やかにご帰宅ください。
- ⑮会場に来場される場合は最小限の人数でお願いします。
- ⑯緊急な場合を除き、トイレ、運営棟1階倉庫は使用しない。



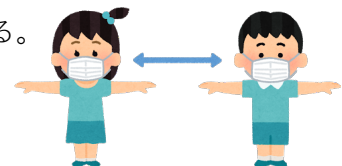
■コート内マナーについてのお願い

- ①レッスン前に練習している方がコートから退場してから、入場する。
(レッスンを終了した生徒は、速やかにコートから退場すること)
- ②隣から入ってきたボールはできるだけ手で触れず、ラケットと足を使って返す。
- ③生徒はレッスン中に自分からの飛沫感染を最小限にする工夫をすること。
咳やくしゃみが出そうな時は上着の袖もしくはタオルで口をおおうこと。
- ④できるだけ手で顔を触らないようにタオル等の使用を推奨する。
- ⑤自分の荷物や飲み物は間隔をあけて置き、休憩中も他の生徒と距離をとる。



■ジュニアテニス教室事務局（市連盟）の対応

- ①運営棟2階窓口には、手指消毒剤を設置する。
- ②運営棟2階は換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う。
- ③発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は出席しないように呼び掛ける。
- ④人と人が対面する場所は、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ⑤マスクを着用する。(レッスン時に外す場合は、注意しながらコーチングする)
- ⑥予備のマスク等を準備しておく。
- ⑦自主検温を原則とするが、本部においても検温器を準備しておく。
- ⑧行政機関からの啓発ポスターを会場内に掲示し、参加者へ周知する。
- ⑨コーチは来場前に検温を行い、感染が疑われる症状がある場合は、参加せず、速やかに事務局に連絡する。
- ⑩会場内ではマスクを着用するとともに、他のスタッフとはできる限り2m以上の距離を保ち、身体的距離の確保の維持を心掛ける。
- ⑪ミーティングやコーチングの際は、生徒同士の距離を空けて、最小限なものにする。
- ⑫来場者の安全確保のため、特に以下の点について注意・指導する。
 - ◎来場者がきちんとマスクをしているかの確認。
 - ◎来場者の身体的距離の確保が保たれているかの確認。
 - ◎会場内にごみ等の放置がされてないか(もし放置されたものがある場合は、手袋を使用の上、ビニール袋に入れて密閉して縛る)。
 - ◎生徒のバッグや手荷物等の保管場所の間隔が空けられているか。



■生徒、保護者から感染者が発生した場合の市連盟の対応

- ①即時に大分市保健所へ報告し、求められる情報の速やかな開示を行う。
- ②大分市保健所の指示に従った上で、速やかに各種事業を停止し、関係者へ周知する。
- ③関係者リストの提出を求められた場合に備え、個人情報の取扱いに留意しながら、当日の参加者が特定できる名簿等を整備・管理する。

以上を厳守し、生徒、保護者、市連盟スタッフが力を合わせて、安全に成功させましょう！